

お知らせ

特定関係にある資格者同士の入札参加の制限について

入札参加者間で資本関係及び人的関係（以下「特定関係」といいます。）にある資格者同士における同一入札への参加を制限する取扱いを一部改正し、平成28年11月1日以後に入札の公告を行う工事から適用します。

◎今回改正箇所

- ・ 特定関係にある資格者同士の入札参加制限の基準のうち、親会社・子会社の定義となる根拠法令を旧商法から会社法に変更しました。
- ・ 一般競争入札参加資格申請書の添付書類として、特定関係にある他の資格者名を記載していただくよう求めている「特定関係調書」の様式を変更しました。

◎通達の概要

- 特定関係にある資格者同士が、工事の同一入札に参加することはできません。
- 特定関係が確認された場合には、入札参加資格の決定までに1者を除いて入札参加申請書を取り下げていただく必要があります。
- 前記の取り下げを行わなかった場合は、その入札に参加する特定関係にある資格者の全員を入札参加資格者としません。
- 入札参加資格者の決定後、新たに特定関係者となった場合等、基準に該当する事実が判明した場合は、当該入札参加資格者の資格は取り消されます。
- 特定関係調書に虚偽の記載が判明した場合には、指名停止措置を行うことになります。

■ 詳しくは、北海道建設部建設管理課のホームページでご確認ください。
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/index.htm>)